空き家の改修経費を補助します
（姫路市空き家改修支援事業（交流施設型）のご案内）

空き家を交流施設等（交流施設、宿泊施設、体験学習施設、創作活動施設又は文化施設等）として活用するための改修経費の一部を補助します。

■ 申請期限

当該年度の 11 月 30 日まで（必着）

■ 対象物件

姫路市空き家バンク登録物件で、空き家である期間が概ね 6 か月以上である一戸建て住宅。

ただし、空き家バンクを利用した取引から 1 年以上経過した物件を除きます。

※　昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅については、耐震基準に適合することが必要です。

■ 対象者

- 空き家バンク登録物件を購入又は賃借する人
- 空き家バンクに賃貸物件を登録した所有者等

■ 対象経費

空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費（屋根の雨漏り補修、水回り改修、外構工事等）

ただし、50 万円以上の工事が対象です。

■ 補助金の額

対象経費の 3 分の 2（千円未満切捨て）。

ただし、200 万円を上限とします。

■ 注意事項

上記のほか、詳細な要件等については、「姫路市空き家改修支援事業（交流施設型）募集案内」をご確認ください。

手続の流れ

交付申請
工事着手前に、必要な書類を市に提出します。**（11/30 まで）**

↓

交付決定
市が書類を審査し、補助金の交付を決定します。

↓

契約・工事着手～完了
交付決定を受けてから、契約、工事に着手します。

↓

実績報告
工事完了後、必要な書類を市に提出します。

↓

補助金額確定
市が書類を審査し、補助金の額を確定します。

↓

請求
補助金額の確定後、請求書を市に提出します。

↓

補助金交付
指定された口座に補助金を支払います。

◎ お問合せ先

姫路市役所　住宅課　住宅政策担当
〒670-8501　姫路市安田四丁目 1 番地
TEL：079-221-2642